

市川市
循環型社会形成推進地域計画

市川市

平成26年12月12日 策定

平成27年12月24日 変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	11
(3)	処理施設の整備	14
(4)	施設整備に係る計画支援に関するもの	15
(5)	その他の施策	16
4	計画のフォローアップと事後評価	17
(1)	計画のフォローアップ	17
(2)	事後評価及び計画の見直し	17

【添付書類】

添付資料 1	対象地域図	資料-1
添付資料 2	現有施設と予定施設	資料-2
添付資料 3	人口、ごみ量、し尿・汚泥量等の推移	資料-3
添付資料 4	ごみの分別区分と出し方	資料-5
添付資料 5	現有施設の概要	資料-6
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	資料-7
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	資料-9
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	資料-10
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	資料-11
参考資料様式 6	計画支援概要	資料-12

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	市川市
面積	56.39k m ²
人口	472,387人 (平成26年9月30日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

①一般廃棄物等の処理

市川市(以下、「本市」という。)は、江戸川を隔てて東京都と隣接しながらも、緑地と水辺の自然環境に恵まれた地域であり、また、曾谷貝塚や下総国府・国分寺などの史跡が点在し、歴史と文化のまちとして発展してきた。

本市のごみ処理を行っている市川市クリーンセンターは、処理能力600t/日のごみ焼却処理施設並びに75t/5hの不燃・粗大ごみ処理施設の複合型ごみ処理施設として、平成6年から稼働している。その後、公害防止機能の向上を図るため、平成12年度～平成13年度に掛けて排ガス処理設備を中心に大規模な改修工事を行った。

当初の予定では、平成25年度までに建替えを行う計画だったが、本市の財政状況やストックマネジメントの観点から再検討を行ない、平成22年度～25年度に掛けて、老朽化した施設の基幹設備を交換・改修し延命することで、建替え計画を10年先送りし、平成35年度まで操業することとした。

今後は、生ごみの減量やリユースの促進などによるごみの減量の推進と分別の徹底などによるリサイクルの推進に努め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図るとともに、市川市クリーンセンターの建替えを視野に平成35年度以降の施設整備の方向性についての検討を行う。

②生活排水の処理

本市では、東京都との境となる江戸川と旧江戸川が市の西端を流れ、真間川、大柏川及び春木川等の小河川が、多くの市民が日常生活を営んでいる市街地の中を流下し、江戸川や東京湾へ注いでいる。市内の河川をはじめ東京湾を含めた公共用水域の水質保全への取組みが強く求められており、水質保全や公衆衛生の確保という側面にとどまらず、地域における生物多様性の確保や市民が親しめる水辺を取り戻していく観点からも、生活排水の適正な処理が極めて重要な問題となっている。

生活排水対策の基本として、次の4つの施策方針を定め、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととする。

- ア 公共下水道の整備
- イ 合併処理浄化槽の普及

ウ 家庭での生活排水浄化対策（発生源対策）

エ 家庭・地域での取り組みの支援

③広域化の検討状況

本市では、北部に松戸市、南西部に浦安市、東部に船橋市、西部には江戸川を挟んで東京都とそれぞれ隣接している。本市と千葉市、船橋市、松戸市、柏市、習志野市の6市では清掃行政が抱える諸問題等について情報を共有化し、その解決に繋げるため「六市清掃協議会」を組織しているほか、近隣自治体とは個別に協議を行っている。

一方で、隣接する船橋市においては、南部清掃工場については整備計画検討中、北部清掃工場については新施設建設中であり、松戸市並びに、浦安市についても、施設の老朽化により、施設更新の計画を準備中であるが、施設更新等の時期が合わず、広域化の調整が困難な状況にある。

本市の計画目標年次における予測人口は5万人規模を越えていることから、本市では本計画における要件を単独で満たしてはいるが、今後とも、広域処理の可能性について調査検討を行っていくものとする。

自治体名	施設名称	規模	処理方式	発電容量	更新開始年
船橋市	南部清掃工場 (新施設計画中)	(現施設) 375t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	1,680kW	H1.9
		(新施設) 339t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	未定	H32.4
	北部清掃工場 (建設中)	(現施設) 435t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)	1,500kW	H4.4
		(新施設) 381t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	8,650kW	H29.4
松戸市	クリーンセンター	200t/日 (2 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	-	S55.12
	和名ヶ谷 クリーンセンター	300t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	2,238kW	H7.10
浦安市	クリーンセンター	270t/日 (3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)	1,450kW	H7.4

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

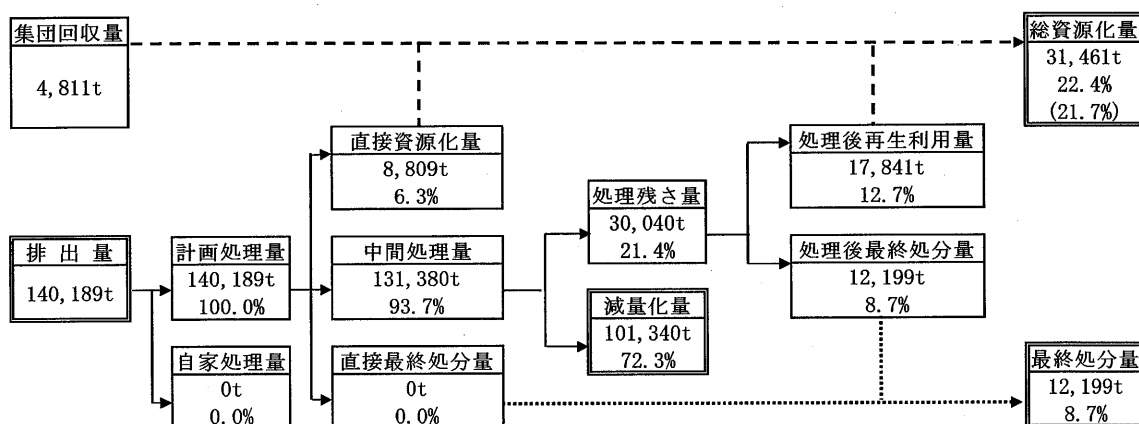
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、145,000 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 31,461 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 21.7%である。

中間処理による減量化量は 101,340 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 8.7%に当たる 12,199 トンが埋め立てられている。

中間処理量のうち、焼却処理量は 117,701 トンである。市川市クリーンセンターでは、施設内で発生する蒸気を、併設する余熱利用施設（クリーンスパ市川）のプール・暖房等の熱源として利用している。また、発生した蒸気をタービンに送って発電し、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用している他、余剰電力は電力会社に売電している。



※ 括弧内の数値は、集団回収量を含んだ総排出量に対する割合

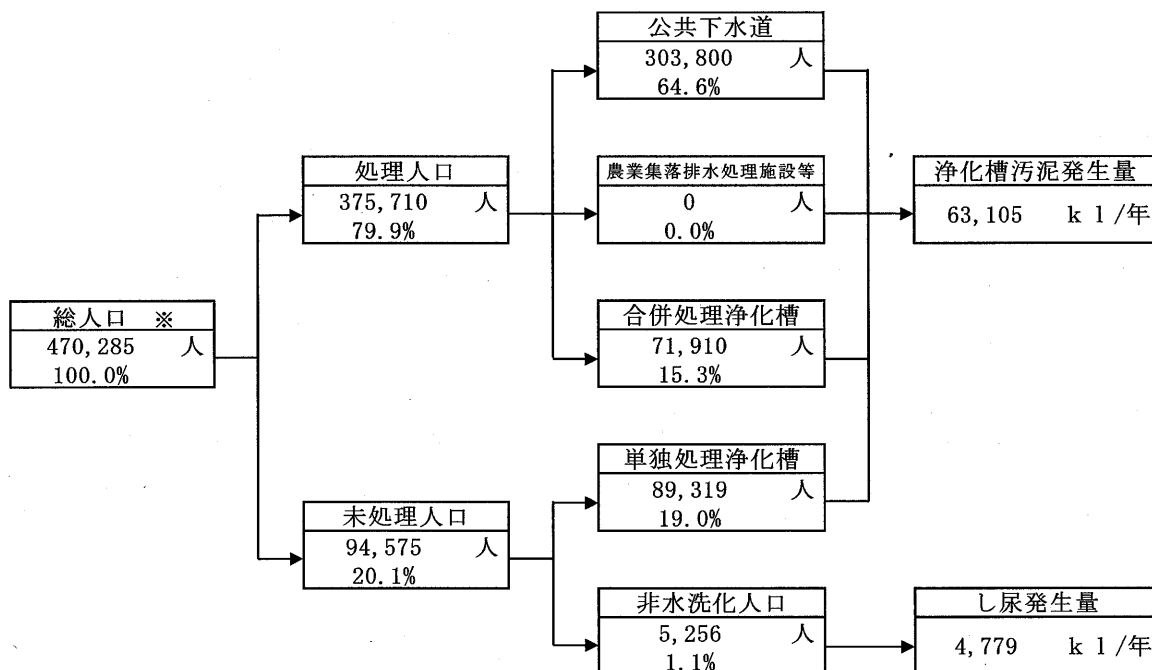
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 25 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

総人口 470,285 人（平成 25 年度末現在）のうち、汚水処理人口は 375,710 人、汚水処理人口普及率は 79.9% である。

し尿発生量は 4,779k1/年、浄化槽汚泥発生量は 63,105k1/年であり、処理・処分量は 67,884k1/年である。



※ 平成25年度末現在の人口

図2 生活排水の処理状況フロー（平成 25 年度）

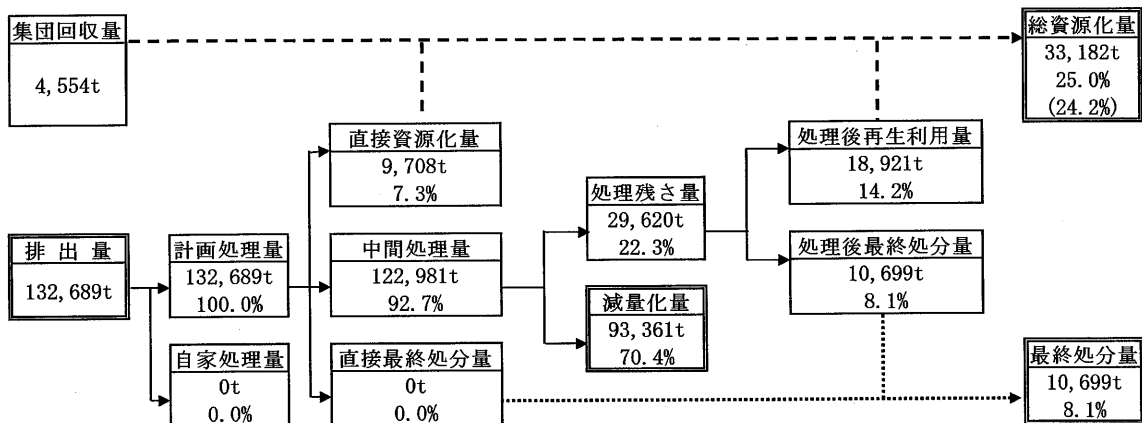
(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成25年度)	目標 (割合※1) (平成32年度)
排 出 量	事業系 総排出量	32,448 トン	30,712 トン - (5.4%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.69 トン/事業所	2.54 トン/事業所 - (5.6%)
	家庭系 総排出量	107,741 トン	101,977 トン - (5.4%)
	1人当たりの排出量※3	191.3 kg/人	182.8 kg/人 - (4.4%)
	合 計 排出量合計	140,189 トン	132,689 トン - (5.4%)
再生利用量	直接資源化量	8,809 トン (6.3%)	9,708 トン (7.3%)
	総資源化量	31,461 トン (22.4%)	33,182 トン (25.0%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	42,963 MWh	41,324 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	101,340 トン (72.3%)	93,361 トン (70.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	12,199 トン (8.7%)	10,699 トン (8.1%)

- ※1 排出量は現状に対する割合
 その他は排出量に対する割合
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
 平成25の事業所数は、平成13、18、21、24年度の事業所数を基に直線回帰により算出
 事業所数；平成25年度：12,075事業所、平成32年度：12,075事業所（最新の平成25年度事業所数と同数と仮定）
- ※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
 計画収集人口（10月1日現在）；平成25年度：469,523人、平成32年度：452,543人
- 《指標の定義》
 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]
 熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]
 減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]
 最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]



※ 括弧内の数値は、集団回収量を含んだ総排出量に対する割合

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成32年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成25年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口※1	公共下水道人口	303,800人 (64.6%)	314,160人 (69.7%)
	農業集落排水処理施設等人口	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽人口	71,910人 (15.3%)	57,849人 (12.8%)
	未処理人口	94,575人 (20.1%)	78,984人 (17.5%)
	合 計	470,285人 (100.0%)	450,993人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	4,779 k l	3,059 k l
	浄化槽汚泥量	63,105 k l	52,054 k l
	合 計	67,884 k l	55,113 k l

※1 各年度末現在の市川市の人口

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

本市では、循環型社会の形成に向けてごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）のための施策を推進してきた。

今後、更なる発生抑制、再使用によるごみの減量化を推進するために、これまでの取り組みを強化するとともに、新たな施策を展開していく。

主な施策は次のとおりである。

ア 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

本市では平成14年10月より家庭ごみの12分別収集を導入し、プラスチック製容器包装類や紙類などの資源化に取り組んできた。

今後は、より一層の資源化とごみの分別排出を徹底し、12分別収集の効果の最大化を図る。

○分かりやすい広報の充実

廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）と連携し、施設見学会や研修会を開催するなど、分別排出の主体である市民の視点に立って、分別の基本ルールの周知と分別排出に役立つ分かりやすい広報を充実させる。

○地域における顔のみえる啓発活動

自治会等における出前説明会の開催などを通じて、地域における顔のみえる啓発活動を強化する。

○転入者への情報通知

転入者向けの情報周知の方法を工夫し、改善する。

イ 生ごみの減量

食材の適量使用による食べ残しなどの食品ロスの廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努める。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理容器での処理等により、減量化を推進する。

○食品ロスの削減

食品や食材を無駄に廃棄することのないよう、食べ残しなどの食品ロスの削減対策を進める。

○生ごみの水切りの促進

生ごみ等の厨芥類の腐敗に伴う衛生上の問題や悪臭の防止、さらにはごみの減量にも役立つ、生ごみの水切りを促進する。

○生ごみの堆肥化の促進

現在、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っている。

今後も、コンポスト容器等を利用した市民の意見や利用に係る市民ニーズを把握し、生ごみの減容化・堆肥化の普及に努め、各家庭における生ごみの減量対策を促進する。

ウ レジ袋の削減・簡易包装等の促進

市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動の実施及び促進を行う。

○ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、ごみの減量及び資源化を推進するため、平成 3 年 10 月 1 日から市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っている。

ごみ減量化・資源化協力店数は平成 25 年度末現在で 126 店舗であり、今後もより多くの販売店の加入を目指す。

エ 資源回収の推進

資源ごみの分別の徹底や集団資源回収の促進などにより資源ごみ回収事業を拡大し、ごみの減量並びに資源の有効利用を推進する。

○雑がみの再資源化の推進

家庭から排出される紙箱、紙袋、包装紙、パンフレットなどの雑がみについて、分別の徹底を図る。また、市のホームページなどで雑がみの分別についての情報を提供するなどし、分かりやすい雑がみの排出方法の構築に取り組む。

○使用済小型家電の再資源化の推進

平成 25 年度より、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電について拠点回収を実施している。また、燃やさないごみ、大型ごみとして出されたごみの中からのピックアップ回収も実施している。今後は更なる回収量の向上に向けて、情報提供方法及び回収方法の妥当性についての検討を行う。

○集団資源回収の促進

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援している。

今後も資源回収への市民の自主的な行動を促進し、資源回収量の増加や回収効率の向上を図るため、相互に連携した集団資源回収を促進する。

なお、参加団体の対象範囲、回収品目、奨励金の額については、適宜、見直しを行う。

オ リユースの促進

リサイクルプラザの機能及び整備・運営方法についての見直しが必要とされている中で、リサイクルプラザの設置による手法以外の取り組みについて検討を行う。

○リユースショップ等の活用

リサイクルプラザの設置による手法以外の取り組みとして、リユース市場が拡大しているこ

などを踏まえて、フリーマーケット等に関する情報提供や民間のリユースショップ等の活用を推進する。

○リサイクルプラザの活用

3Rの拠点としてリサイクルプラザの機能及び整備・運営方法について見直しを行い、リサイクルプラザの有効活用を進める。

カ 経済的手法の活用の検討

ごみ処理経費に関する情報を明確に示して、今までごみ問題に無関心な市民にも関心を持ってもらえるようにすること、また、ごみの減量に経済的なインセンティブが働く仕組みをつくることでごみ処理に係る負担の公平化と排出抑制につなげていく。

○家庭ごみの有料化制度の導入の検討

家庭ごみの有料化の導入は、ごみの排出を抑制すると同時に、12 分別の徹底にも効果がある。有料化の導入により、ごみ排出量や焼却処理量等が削減され、最終処分場の削減、埋立処分への依存の低減が期待できる。また、ごみ処理に要する総費用の削減や収集運搬、焼却等にとまなう温室ガスの削減なども期待できる。

さらに、ごみ排出量に応じた手数料を排出者が負担することによって、費用負担の公平性の確保ができ、ごみの処理や資源化の事業を安定的に維持していくために財源の確保にもつながる。

千葉県内では、千葉市、八千代市、野田市等において有料化を実施済みであり、本市においては、収集体制や手数料の水準等、千葉県内外の市の状況を調査し比較考慮した上で、市民との意見交換を十分に行いながら、家庭ごみ有料化制度の導入可能性の検討を進めていく。また、有料化の導入に伴う不法投棄や不適正排出の対策の強化についても検討を行う。

キ 事業系ごみの減量・資源化対策

事業系ごみについては、事業系ごみ全体の減量・資源化を促進するための環境づくりを進め、適正処理の確保に加えて、減量・資源化についても排出事業者責任の強化を図っていく。

○排出事業者への広報・啓発の強化

一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「収集運搬許可業者」という。）や資源回収業者と連携し、事業系ごみの減量や資源化方法に関する情報を分かりやすく周知し、ごみ減量・資源化に係る排出事業者の意識の向上を図る。

○中小事業所における分別・資源化の誘導・支援

中小規模の排出事業所においては、個々の事業所が排出する資源物の量が少なく、回収に係る手間や経費等の問題から、個々の事業者の自主的な取り組みに委ねるだけでは資源化の拡大が円滑に進まないことが考えられることから、中小事業者向けの資源回収の受け皿づくりを進めることなどにより、分別・資源化の取り組みを誘導・支援する。

○資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策

クリーンセンターへ搬入される事業系ごみについては、引き続き適正な水準の手数料負担を求めていくとともに、容易にリサイクルできる資源物や産業廃棄物がごみに混入したまま搬入されることを防止するため、基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進める。

ク 生活排水対策

公共水域の水質汚染負荷防止の観点から、公共下水道の整備や排水の合併処理を促進していくとともに、市民・事業者にも水環境の改善に関する情報提供を行う。

○公共下水道の整備

流域関連公共下水道事業及び単独公共下水道事業の実施により、下水道の整備を進めるとともに、下水道が整備された地区内の建物の公共下水道への接続を促進する。

○合併処理浄化槽の普及

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、合併処理浄化槽の普及・啓発を進める。

○家庭での生活排水浄化対策（発生源対策）

推進員制度を活用し、生活排水の汚れを減らすための実践活動を展開するとともに、定期的に広報などを利用して生活排水対策を広く市民に呼びかける。

○家庭・地域での取り組みの支援

講演会・勉強会の開催や、各種イベントを利用して生活排水対策を呼びかける。環境学習等による学校での取り組みを支援する。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

家庭ごみについては、平成14年10月から12分別収集を実施している。

市が収集したごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ及び有害ごみは市川市クリーンセンターへ、ビン・カン、プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は市内の民間の中間処理施設へ、紙類・布類は市内の紙問屋へ、それぞれ搬入されている。また、資源物については、公共施設等における拠点回収及び市民の自主的な集団資源回収によって、回収されている。なお、引越し等において一時的に多量に発生するごみは、排出者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、市長が許可した収集運搬許可業者に委託して処理している。

今後は、さらなるごみ処理量の削減及び資源化を図るとともに、効率的な処理に向けた分別区分や処理体制等について検討を行う。また、処理体制等の検討に合わせて、市川市クリーンセンターの整備の方向性についても検討していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、市川市クリーンセンターへ自己搬入するか、収集運搬許可業者に委託して市川市クリーンセンター又は民間の処理施設（資源化施設）に搬入している。

なお、市川市クリーンセンターにごみを搬入する際は、廃棄物処理手数料として10kgにつき216円（消費税相当額を含む）を徴収している。

今後は、資源ごみの分別徹底などにより、事業系一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に努める。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本市のごみ処理施設では産業廃棄物を取り扱っていない。今後も、本市のごみ処理施設での取り扱いの原則として一般廃棄物のみとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

本市における生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道への接続又は合併処理浄化槽による処理、し尿のみを処理する単独処理浄化槽による処理、並びにし尿くみ取りによる処理の4つの方法で行われている。

生活排水処理については、公共下水道の整備及び公共下水道への接続を促進するとともに、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽の設置を促進する。

し尿・汚泥処理については、平成27年度より本市のし尿・浄化槽汚泥に加え、千葉県習志野市のし尿・浄化槽汚泥も処理する予定である。今後は、習志野市のし尿・浄化槽汚泥量を見込みつつ、公共下水道の普及の拡大に伴うし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少に適切に対応した、効率的な収集運搬を確保し、処理施設においても搬入量に見合った運転や整備を行っていく。

また、処理手数料を処理に要する費用（処理原価）の変動や下水道使用量の水準等を踏まえて、適宜、見直しを行い、負担水準の適正を図る。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの発生抑制と分別徹底に努め、リサイクル率の向上と焼却処理量・最終処分量の削減を推進する。
- ◇ さらなるごみの減量・資源化に向けて、家庭ごみの有料化制度の導入可能性の検討を行う。
- ◇ 事業者への適正なごみ排出と分別徹底の指導を行う。
- ◇ 今後の市川市クリーンセンターの整備の方向性について検討する。
- ◇ 公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を進める。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成25年度)		今 後 (平成32年度)	
市川市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理予定 (トン)
燃やすごみ	焼却		74,870
大型ごみ	焼却 破砕 選別	市川市クリーンセンター	2,900
燃やさないごみ	破砕 選別		3,926
ビン		民間処理施設 (委託)	2,575
カン			1,379
紙パック			108
新聞			1,610
雑誌			3,606
段ボール		資源化 再資源化事業者へ売却	3,907
布類			477
小型家電 (拠点回収)			2
プラスチック製 容器包装類		民間処理施設 (委託)	6,594
有害ごみ		民間処理施設 (委託)	23



(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ焼却処理施設整備事業	未定	市川市	次期計画での予定
2	マテリアルリサイクル推進施設	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	未定	市川市	次期計画での予定

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収

事業番号2 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数 (平成25年度) (基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	3,280	45	225	H27～H31

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） に係る測量調査事業	測量調査	H27
	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） に係る施設整備基本計画策定等事業	施設整備基本計画策定等	H27～H28
	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） に係る地質・土壌汚染調査事業	地質・土壌汚染調査	H28
	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） に係る環境影響評価事業	環境影響評価	H28～H31
	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） PFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	H29
	ごみ焼却処理施設整備事業（事業番号1） に係る建設運営事業者選定アドバイザー事業	建設運営事業者選定アドバイザー	H30～H31
3 2	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） に係る測量調査事業	測量調査	H27
	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） に係る施設整備基本計画策定等事業	施設整備基本計画策定等	H27～H28
	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） に係る地質・土壌汚染調査事業	地質・土壌汚染調査	H28
	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） に係る環境影響評価事業	環境影響評価	H28～H31
	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） PFI導入可能性調査事業	PFI導入可能性調査	H29
	不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（事業番号2） に係る建設運営事業者選定アドバイザー事業	建設運営事業者選定アドバイザー	H30～H31

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを継続するとともに、市民・事業者に対する環境保全意識の啓発に努める。

併せて、市民・事業者・市が一体となった不法投棄・ポイ捨て防止体制の整備に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的に市内でのごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺地域の自治体との連携体制を構築する。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 書 類

添付資料1 対象地域図

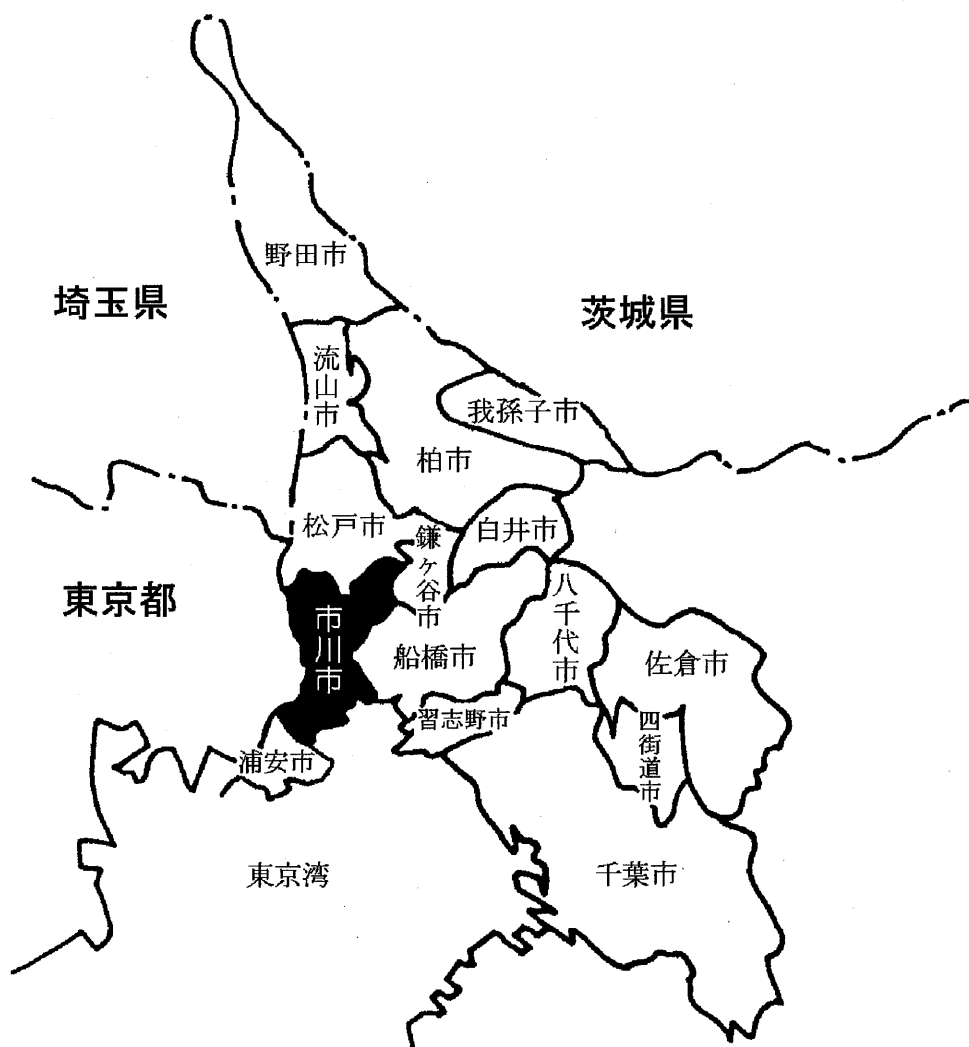


図1-1 対象地域図

添付資料2 現有施設と予定施設

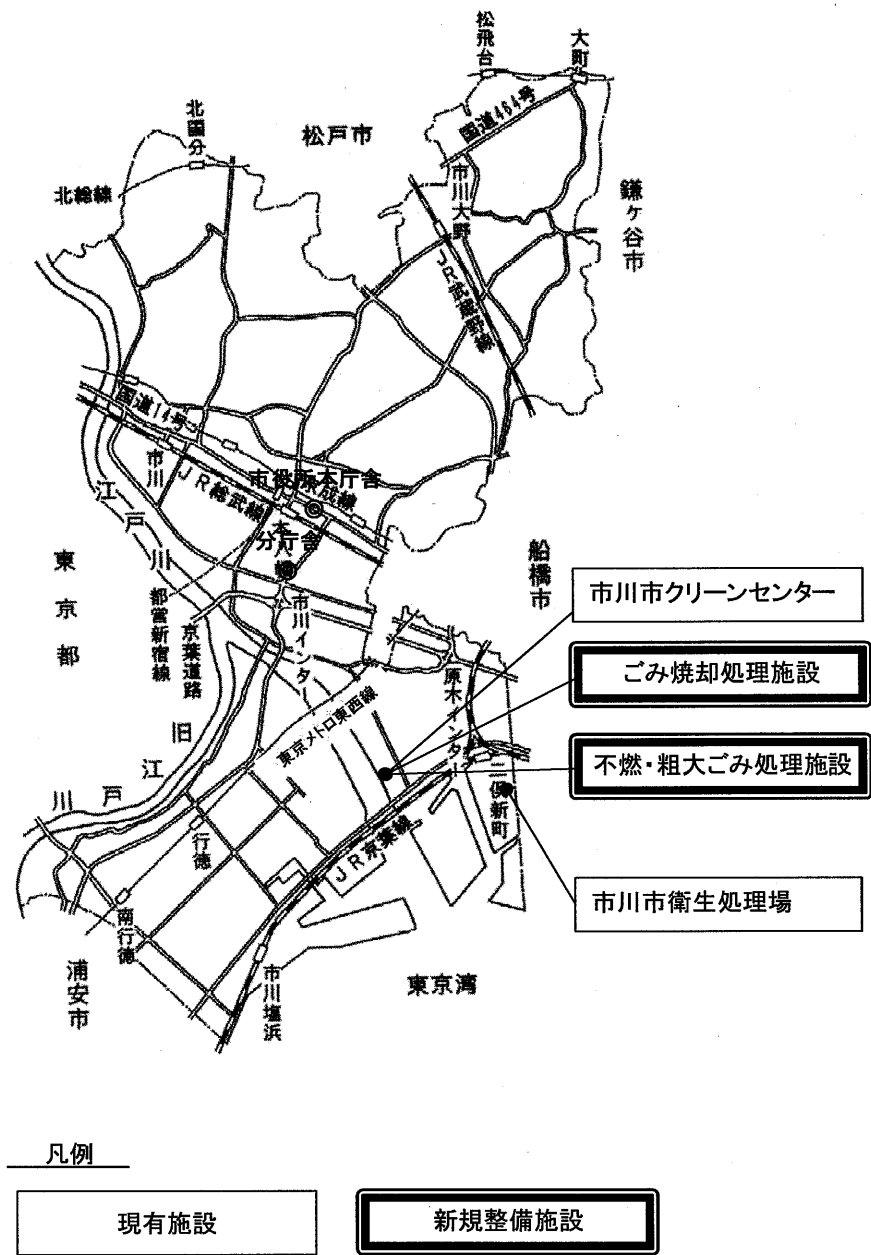
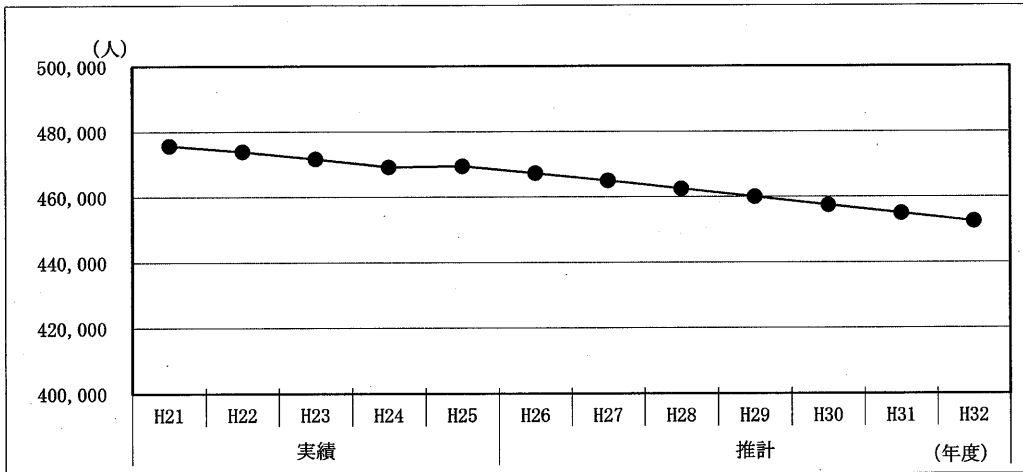


図2-1 現有施設と予定施設

添付資料3 人口、ごみ量、し尿・汚泥量等の推移



※各年度 10月1日現在の人口

図 3-1 人口の推移

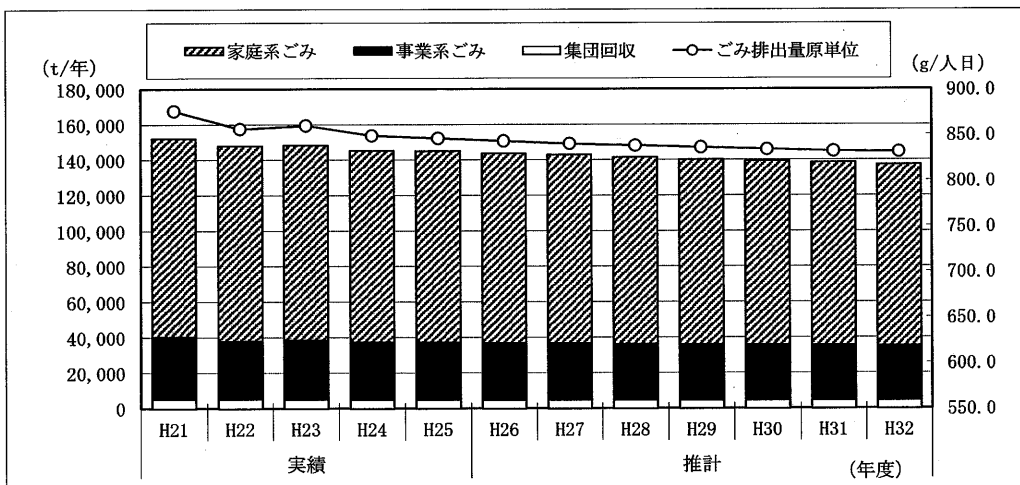


図 3-2 ごみ排出量及びごみ排出量原単位の推移

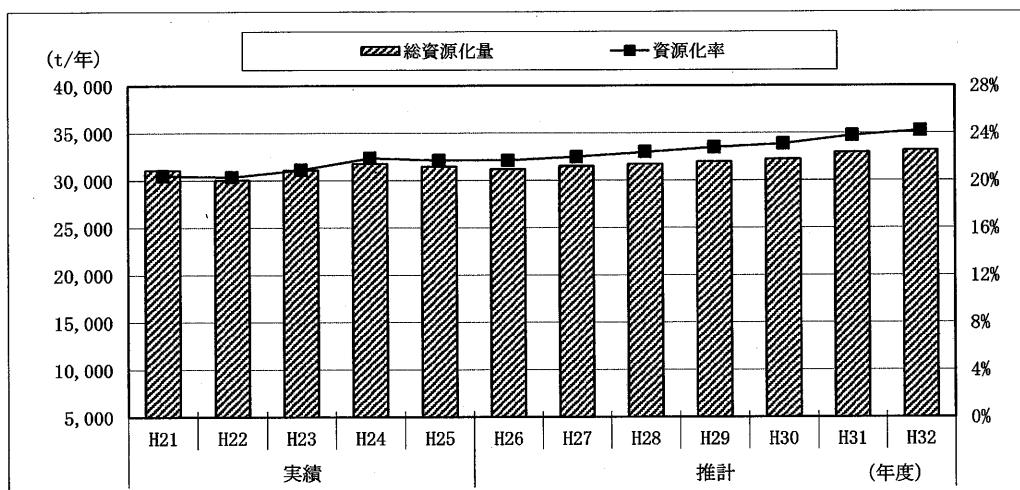
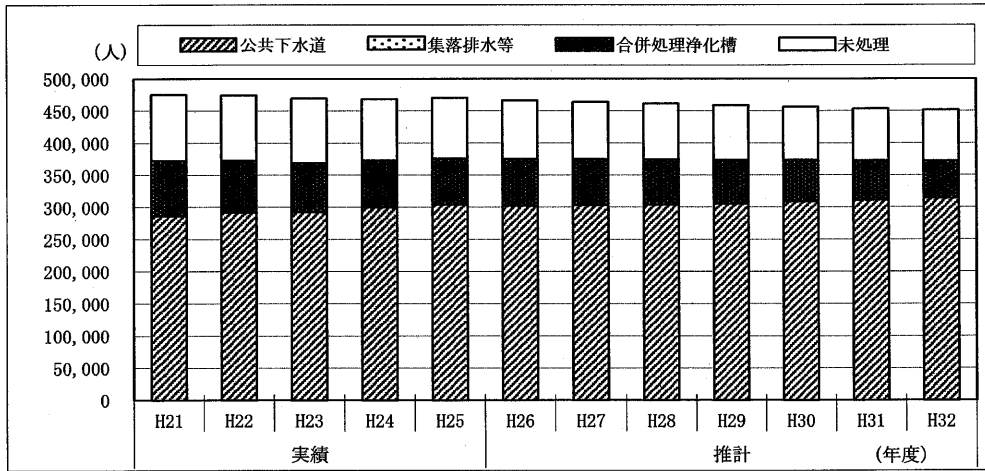


図 3-3 総資源化量及び資源化率の推移



※各年度末現在の人口

図 3-4 生活排水処理人口の推移

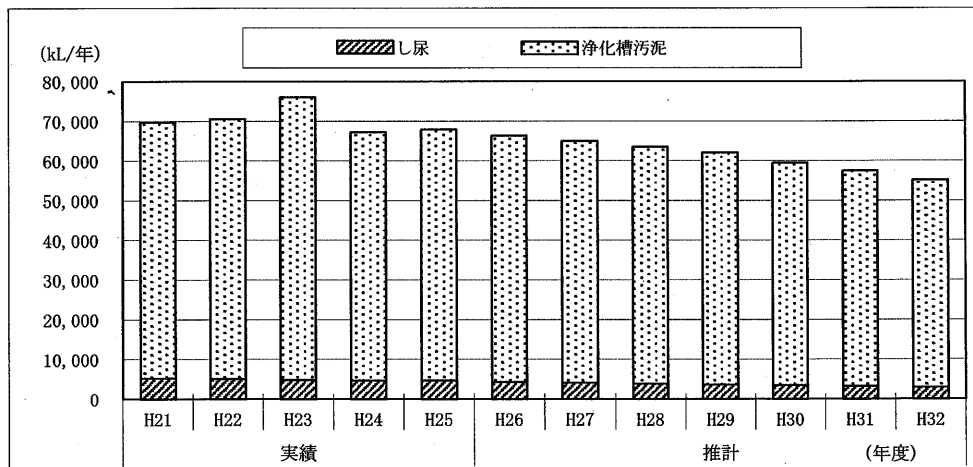


図 3-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

添付資料4 ごみの分別区分と出し方

表 4-1 ごみの分別区分と出し方

分別区分		収集容器等	収集場所	収集回数
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所	週 3 回
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所	週 1 回
	③ 有害ごみ	透明の袋		
	④ 大型ごみ (有料)	—	戸別収集	申込みの都度
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所	週 1 回
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋		
	⑦ 新聞	品目別にひもで縛る	ごみ集積所	週 1 回
	⑧ 雑誌			
	⑨ ダンボール			
	⑩ 紙パック			
	⑪ 布類	透明・半透明の袋		
	⑫ プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	指定袋	ごみ集積所	週 1 回

添付資料 5 現有施設の概要

表 5-1 現有施設の概要

種類	施設名	所在地	対象物	処理方式 または 埋立方式	処理能力 または 埋立容量	稼働年度 または 供用年度	備考
ごみ処理施設 (ごみ焼却処理施設)	市川市 クリーンセンター	市川市田尻1003番地	可燃ごみ・可燃残渣	全連続燃焼式ストーカ炉	600 t/日	H6. 4	
ごみ処理施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	市川市 クリーンセンター	市川市田尻1003番地	不燃ごみ・不燃残渣 粗大ごみ	衝撃剪断併用回転式	75 t/日	H6. 4	
し尿処理施設	市川市衛生処理場	市川市二俣新町15番地	し尿及び浄化槽汚泥	膜分離高負荷脱窒素方式	242kl/日	H12. 4	

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成27年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	市川市	(2) 地域内人口	472,387人	(3) 地域面積	56.39 km ²
(4) 構成市	市川市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖積 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	34,960	32,831	33,397	32,581	32,448	30,712 (H25比 -5.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.5 (H25比 -5.6%)
	家庭系 総排出量(トン)	111,744	109,888	110,003	107,868	107,741	101,977 (H25比 -5.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人) ※1	192.4	192.6	194.0	192.4	191.3	182.8 (H25比 -4.4%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	146,704	142,719	143,400	140,449	140,189	132,689 (H25比 -5.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	9,212 (6%)	8,932 (6%)	9,025 (6%)	8,443 (6%)	8,809 (6%)	9,708 (7%)
	総資源化量(トン)	31,075 (21%)	30,037 (21%)	31,090 (22%)	31,761 (23%)	31,461 (22%)	33,182 (25%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電力量)	38,393	37,944	40,882	43,735	42,963	41,324
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差)	104,067 (71%)	101,132 (71%)	103,257 (72%)	102,298 (73%)	101,340 (72%)	93,361 (70%)
	埋立最終処分量(トン)	16,984 (12%)	16,874 (12%)	14,125 (10%)	11,267 (8%)	12,199 (9%)	10,699 (8%)

※1 各年度10月1日現在の人口を使用

※2 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料3)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	処理能力(単位) <small>種別別</small>	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設の理由	型式及び処理方式	
ごみ処理施設 (ごみ焼却処理施設)	市川市	全連続燃焼式ストーカ炉	600 t/日 (200 t/日×3炉)	H6.4	未定	老朽化	-	-
エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (ごみ焼却処理施設)	市川市				未定	処理能力の増強、 資源化促進、最終処分量削減 エネルギー一貫回収	未定	未定
ごみ処理施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	市川市	衝撃剪断併用回転式	75 t/日 (5h)	H6.4	未定	老朽化	-	-
マテリアルリサイクル推進施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	市川市				未定	既存施設の老朽化、 資源化促進、最終処分量削減	未定	未定
し尿処理施設	市川市	膜分離高負荷脱窒素方式	242kl/日	H12.4	-	-	-	-

4 生活排水処理の現状と目標

(単位：人)

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成32年度
総人口※		475,576	474,443	469,603	468,367	470,285	450,993	
公共下水道		286,100	291,820	292,440	300,260	303,800	314,160	
		60.2%	61.5%	62.3%	64.1%	64.6%	69.7%	
コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0	0	
農業集落排水施設等		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合併処理浄化槽等		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
未処理人口		86,099	80,469	76,238	72,685	71,910	57,849	
		18.1%	17.0%	16.2%	15.5%	15.3%	12.8%	
		103,377	102,154	100,925	95,422	94,575	78,984	

※ 各年度末現在の人口

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)	
浄化槽設置整備事業	市川市	3,280	71,910	45	225	H31

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成27年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
○ 浄化槽に関する事業						24,030	4,806	4,806	4,806	4,806	4,806	24,030	4,806	4,806	4,806	4,806	
浄化槽設置整備事業	3	市川市	45 基	H27	H31	24,030	4,806	4,806	4,806	4,806	4,806	24,030	4,806	4,806	4,806	4,806	
○ 施設整備に関する計画支援 に関する事業						378,900	18,000	129,900	138,700	60,100	32,200	378,900	18,000	129,900	138,700	60,100	32,200
ごみ焼却処理施設整備事業に係 る計画支援事業	31	市川市	-	H27	H31	378,900	18,000	129,900	138,700	60,100	32,200	378,900	18,000	129,900	138,700	60,100	32,200
不燃・粗大ごみ処理施設 整備事業に係る計画支援事業	32	市川市	-	H27	H31	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
合 計						402,930	22,806	134,706	143,506	64,906	37,006	402,930	22,806	134,706	143,506	64,906	37,006

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(市川市)

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
発生抑制、 再使用の推進に 関するもの	11	分別の徹底に向けた広報・啓発の強化	分かりやすい広報の充実 地域における躰のみえる啓発活動 転入者への情報通知	市川市	H27	H31		啓発・周知						
	12	生ごみの減量	食品ロスの削減 生ごみの水切りの促進 生ごみの堆肥化の促進	市川市	H27	H31		実施・促進						
	13	レジ袋の削減・簡易包装等の促進	ごみ減量化・資源化協力店制度	市川市	H27	H31		実施・促進						
	14	資源回収の推進	雑がみの再資源化の推進 使用済小型家電の再資源化の推進 集団資源回収の促進	市川市	H27	H31		実施・促進						
	15	リユースの促進	リユースショップ等の活用 リサイクルプラザの活用	市川市	H27	H31		促進						
	16	経済的手法の活用 の検討	家庭ごみの有料化制度の導入の検討	市川市	H27	H31		検討						
	17	事業系ごみの減量・資源化 対策	排出事業者への広報・啓発の強化 中小事業所における分別・資源化の誘導・支援 資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策	市川市	H27	H31		啓発・指導						
	18	生活排水対策	公共下水道の整備 合併処理浄化槽の普及 家庭での生活排水浄化対策(発生源対策) 家庭・地域での取り組みの支援	市川市	H27	H31		実施・促進						
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	家庭系ごみ	分別区分及び処理体制の検討	市川市	H27	H31		検討						
	22	事業系ごみ	発生抑制及びリサイクルの推進	市川市	H27	H31		指導・促進						
処理施設の 整備に 関するもの	1	ごみ焼却処理施設整備事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備		-	-							次期計 画での 予定	
	2	不燃・粗大ごみ処理施設 整備事業	マテリアルリサイクル推進施設整備		-	-							次期計 画での 予定	
	3	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備	市川市	H27	H31	○	合併処理浄化槽整備						
施設整備に 係る計画 支援に 関するもの	31	ごみ焼却処理施設整備事業 に係る計画支援事業	測量調査 施設整備基本計画策定等 地質・土壌汚染調査 環境影響評価	市川市	H27	H31	○	測量調査						
	32	不燃・粗大ごみ処理施設 整備事業に係る計画支援 事業	PFU導入可能性調査 建設運営事業者選定アドバイザー					施設整備基本計画策定等	地質・土壌汚染調査	環境影響評価	PFU導入可能性調査	建設運営事業者選定アドバイザー		
その他	41	産業電機のリサイクルに関する 普及啓発	関連団体や小売店などの普及啓発	市川市	H27	H31		広報・啓発						
	42	不法投棄対策	不法投棄・ポイ捨て防止を呼びかける看板の設置 巡回パトロールなどを継続 環境保全意識の啓発	市川市	H27	H31		広報・啓発						
	43	災害時の廃棄物処理に 関する事項	周辺地域の自治体との連携体制を構築 災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制 を整備	市川市	H27	H31		組織体制構築の検討						

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
(4) 事業期間	平成27年度～平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)による。 第3(1)事業の対象となる地域のうち、ア(イ)及びイ(イ) 水質汚濁防止法第十四条の八に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

人槽区分	交付対象基数 (225 人分)	うち単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	45基 (225 人分)	45基	534千円	24,030千円	24,030千円
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	45基 (225人分)	45基	-	24,030千円	24,030千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市					
(2) 事業目的	ごみ焼却処理施設の整備のため					
(3) 事業名称	測量調査事業	施設整備基本計画策定等事業	地質・土壌汚染調査事業	環境影響評価事業	PFI導入可能性調査事業	建設運営事業者選定アドバイザー事業
(4) 事業期間	平成27年度	平成27年度～平成28年度	平成28年度	平成28年度～平成31年度	平成29年度	平成30年度～平成31年度
(5) 事業概要	測量調査	施設整備基本計画策定等	地質・土壌汚染調査	環境影響評価	PFI導入可能性調査	建設運営事業者選定アドバイザー
(6) 事業計画額※	2,600(千円)	34,000(千円)	94,000(千円)	213,300(千円)	6,000(千円)	29,000(千円)

※ごみ焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を1棟の建物として計画しているため、不燃・粗大ごみ処理施設分を含む。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市					
(2) 事業目的	不燃・粗大ごみ処理施設の整備のため					
(3) 事業名称	測量調査事業	施設整備基本計画策定等事業	地質・土壌汚染調査事業	環境影響評価事業	PFI導入可能性調査事業	建設運営事業者選定アドバイザー事業
(4) 事業期間	平成27年度	平成27年度～平成28年度	平成28年度	平成28年度～平成31年度	平成29年度	平成30年度～平成31年度
(5) 事業概要	測量調査	施設整備基本計画策定等	地質・土壌汚染調査	環境影響評価	PFI導入可能性調査	建設運営事業者選定アドバイザー
(6) 事業計画額※	-	-	-	-	-	-

※ごみ焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を1棟の建物として計画しているため、事業計画額はごみ焼却処理施設に含む。

